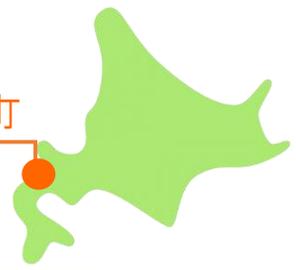


蘭越町移住支援金について

蘭越町



東京圏から蘭越町へのUターンを促進するため、東京23区（在住者又は通勤者）から蘭越町へ移住し、就業・起業等する方に対し、「移住支援金」を支給します。

支給金額
(最大)

単身 **60万円**

世帯(2人以上) **100万円**
※ 18歳未満1人につき**30万円加算**

【主な交付要件】

<移住元>

- 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内または東京圏の地域に在住し、東京23区内へ通勤していた
※東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方は、通学期間も含まれます。
- 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内または東京圏に在住し、東京23区内へ通勤していた

<移住先>

- 令和5年4月1日以降に蘭越町に転入している
- 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内である
- 移住支援金の申請日から5年以上、蘭越町に継続して居住する意思がある



<仕事>

- 次の表①～④のいずれかに該当すること

① 就業（一般）	北海道公式の求人マッチングサイトに掲載されている法人に新規就業した方
② 就業（専門人材）	国が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業した方
③ 起業	北海道が実施する「地域課題解決型起業支援事業費補助金」の交付決定を受けている方（交付決定から1年以内）
④ テレワーク	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、蘭越町を生活の本拠とし、移住前の仕事を継続して行う方

※「東京圏」は東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県以外の市町村となります。

【申請の流れ】



【詳細はこちら】



詳細な情報は下記のホームページをご確認ください

町ホームページ
(要綱・申請書類など)

北海道公式
求人マッチングサイト

